

令和4年3月15日

令和4年登米市議会定例会 2月定期議会 議案

(その2)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
同意第1号	副市長の選任につき同意を求めることについて	5
議案第31号	令和3年度登米市一般会計補正予算（第13号）	別冊
議案第32号	登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	6
議案第33号	登米市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	7
議案第34号	登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	8
議案第35号	登米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	10

同意第1号

副市長の選任につき同意を求めることについて

次の者を副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和4年3月15日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	丸山 仁
住所	登米市東和町

議案第 32 号

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例について

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 17 年登米市条例第 49 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 4 年 3 月 15 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 17 年登米市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、167.5 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。

議案第 33 号

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例について

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年登米市条例第54号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年3月15日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年登米市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

(1) 特別職の職員で常勤のもの 167.5分の10

(2) 市の一般職の職員 127.5分の15

議案第34号

登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付 職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年3月15日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

（登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の登米市職員の給与に関する条例第19条第2項（同条第3項又は第2条の規定による改正後の登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第23条第1項から第3項まで若しくは第5項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される登

米市職員の処遇等に関する条例（平成19年登米市条例第3号）第4条第1項又は登米市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成19年登米市条例第4号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15
- (2) 再任用職員 72.5分の10

議案第35号

登米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例について

登米市職員の育児休業等に関する条例（平成17年登米市条例第46号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年3月15日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

登米市職員の育児休業等に関する条例（平成17年登米市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号アを次のように改める。

ア その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

第17条中「次に掲げる職員」を「育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員」に改め、同条各号を削る。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

本則に次の2条を加える。

（妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等）

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が

不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 22 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。